

平成 29 年度第 4 回 市民協働等推進懇話会議事概要

日 時：平成 30 年 1 月 29 日（月） 午後 6 時 30 分～8 時 30 分

場 所：逗子市役所 5 階 第 3 会議室

出席者：室伏座長、志村アドバイザー、高橋アドバイザー、手塚メンバー、大津メンバー、深澤メンバー、井上メンバー、服部メンバー、玄メンバー、下田メンバー
（敬称略順不同）

事務局：中川市民協働係長、東市民協働コーディネーター、荒木主事（記録）

会議の概要：

開 会 中川係長

資料説明 中川係長

議 題

（仮称）市民協働推進条例の制定について

○メンバー自己紹介

○（仮称）市民協働推進条例骨子(案)の検討

事務局(東コーディネーター)：

これまで議論を拡散してきたが、そろそろ収縮に向かいまとめていく作業に移りたい。とは言え色々な意見を今後も頂ければと思う。資料 4 の骨子案を見ていただき、他市町村の条例や意見概要を参考にしながら自由にご意見をいただきたい。

【条例名について】

事務局(東コーディネーター)：

協働という言葉はあえて入れなくても良いのではという意見もいただいていたので、手塚メンバー何かご意見はあるか。

手塚メンバー：

協働という言葉自体が、市民に浸透する言葉なのかということを考えてあえて協働という言葉を理解できるか確かに市民協働課という課名にもなっているのでよく分かるが、行政としては市民と一緒にやりたいという文言を条例に移すべきなのか、協働はもう当たり前で条例にわざわざこの言葉を載せるべきではないのか、市民と一緒にやろうと思ったときが協働で、それは中身でなんとか補足できると思う。ただ、仮称の「協働による逗子市の課題を解決する公益推進条例」とありますが、「協働による」を取れば逗子市らしいタイトルかなと思う。こだわりとしては、資料 4 の 2 頁にも書いてあるが、課題解決だけが市民活動のミッションではないと思うので、しつこいようだが、「新しい価値の創造」も十分に市民の持てる力を生かす大きなキーワードになると思うと、結論は出ないが、公益活動

推進条例として中で内容を少し盛り込んだらいいかなと思う。それと、協働という言葉もいつまで使う言葉なのか正直言うと分からないし、いずれは消えるかもしれないと思っ
ているくらいである。他の方の意見もあると思うのでまずは突破口として発言させていただ
いた。

事務局(東コーディネーター)：

協働を除けば良いタイトルではないかというご意見をいただいた。協働についてはこれもまで議論があったが、高橋アドバイザーいかがか。

高橋アドバイザー：

協働については考えたことはなかったのですが、手塚メンバーの意見を聞いて少し考えてみたいなと思った。むしろ気になったのは、「課題解決型」というのが一つの在り方だという意見が本日参加した別の会議でも意見が出ていた。確かにそうであると思う。私自身も、課題解決型でないといけないと色んな人にも言っているのだが、市民の公益活動はそれだけではないのではないかという意見もある。2ページ目の1番下に「協働に求められるのは、課題解決型である」と言い切ってしまうのはどうなのかなと思う。

手塚メンバー：

私もそのように思う。

高橋アドバイザー：

色んな公益活動の中に、文化的な活動も、どちらかと言うとサークル活動に見えてしま
うような活動も、市民の文化度を高めることに貢献している訳である。なので、それを切
り捨ててしまうことになってしまう。そういうことも含めた条例になれば良いと思う。

事務局(東コーディネーター)：

課題解決型も良いが、文化的な活動が漏れてしまうと良くないということ。

手塚メンバー：

価値を生み出す創造性のところは市民の特権なので、課題解決をタイトルに入れない方
が良いかもしれない。

事務局(東コーディネーター)：

今、課題解決がタイトルに入れるかどうかという部分が議論になっているが、服部メンバーはいかがか。

服部メンバー：

まず基本的に、地域の課題があつて、それについて市民と行政が協力する土壌を作る目的の条例なのか、それとも市民が中心になって行う公益活動を支えるための条例なのかど
ちらで行くかだと思ふ。前者の場合は、連携のための仕組みで、人・物・金・情報であると思う。後者の場合は、団体や公益活動を育てていくためのシステムであると思う。それによって、変わってくると思う。これが並んでいるということは、双方が位置付けられるのかなとイメージはできるし、どちらも大切だと思うが、どちらに重きを置くか、今後の逗子の住民の皆さんの10年後、30年後、50年後、100年後の将来を見据えて作られると思

うのでどちらかを主軸にした方がいいのかと思う。

事務局(東コーディネーター)：

今後、基本理念の検討もあるので、市民活動は市民との協働もある名前は最終的に決まると思うので、先に進めてからまた戻りたいと思う。

【前文について】

事務局(東コーディネーター)：

前文を作っていない市町村もあるので、前文があるかどうかも含めて検討したい。

手塚メンバー：

前文を作っている市町村は結構ある。平塚市、藤沢市、小田原市もある。前文は市民活動に関して言うところだわっている。作っている自治体は多い。

事務局(東コーディネーター)：

条例に書けないこだわりを前文に入れている自治体もある。キーワードが案としてあるが、前文をひとまず書くという前提で進めてみる。どんなことを逗子の市民協働条例に載せたら良いのかアイデアや案、これは必要ないのではという要素があればご意見をいただきたい。

手塚メンバー：

前文を入れるのが主流となっている傾向があるが、前文を入れるのは、こだわりが出てきたら内容を考えたらいいと思う。どこの市町村もフォーマットのようにになっている。そうであれば、あえて入れなくて必要ないのかもしれない。条文の中身を作っていく中で、このことは前文で言うておかなければ駄目だということが出てきたら前文を考えたら良いのではないかと思う。

志村アドバイザー：

鎌倉市の条例検討に進行役として1年間関わっている。議会に否決されたが、内容には自信を持っている。タイトルもだが、若い人たちが集まって今までにない条例を作ろうという気概で取り組んでいて、若い人が中心になって作った。市民が中心で作った。前文は自分たちの思いや市民としての思いを託していく部分かなと思う。それを市民の皆さんに「やっていきましょうよ」と広聴に近い。正直、協働関係や市民活動支援の条例の中身はほぼ決まってくるので、特徴を出すとしたら自分たちなりの宣言だとか決意やみんな仲間に引き込もうという思いや、言いたいことは色々あるよという機運で盛り上がった。だから逗子も逗子らしい特徴や、あるいは市民の皆さんに対する思いや、同胞に対するメッセージのようなものがあれば前文で「らしさ」が出てくるのではないかと思う。

深澤メンバー：

前文は入れた方が良く思う。逗子の歴史背景が少し案に書かれているが、ここにあるのは戦後の歴史が描いてあるが、逗子の歴史は古墳時代からある。ただそれがあまり認知されていない。市民の中でも有名になっていない。だが、きちんとした逗子の位置づけは

大昔からある歴史的な価値財産であり、市民活動としても保存に関する活動など積極的に
行われているので、もっと前文に逗子の歴史的なことを戦後に限らず、古代のことも謳っ
た方が良いと思う。

下田メンバー：

条例前文について気になる点があるが、一意見として聞いて欲しい。民間企業でも何か大きな経営課題があるときに、社長のメッセージを全社に流すことがある。そういった意味で考えると、前文案では、今なぜこの条例を作るのか、市民の皆さんに何を呼びかける
迫力がない。もし前文を民間企業が書くとすると、「我が社はこういう状況にある。だから
こうしたい。力を出して欲しい」と書く。逗子市で言えば、支出は膨らむ一方で市の財政
状況は、厳しい局面にある。しかし、逗子市としてこれから、少なくとも今の市民サービ
スの維持をしていかなければならないし、文化的な面も含めて新しい創造をしていかなけ
ればならない。一方で、非常に厳しい財政や市勢の構造的な問題があって、一方でやらな
ければならない問題がある。そこで必要なのは、皆で知恵と施策を出し合うことであるし、
市民がもっと参画し知恵と力を出すことは重要な方策になる。そういった呼びかけの前文
はこれまでと少し違うということを市民に求め、アピールしても良いのではないか。こう
すれば突破できるので、あなたの力が必要なのだという市民への呼びかけが必要である。

事務局(東コーディネーター)：

井上さんが自己紹介でお話しされていた「民度」とはどういったものをイメージされて
いるのか。

手塚メンバー：

週に2、3回逗子に来て皆さんとお話しする機会があるが、感じることは逗子の市民の
方々は自分の活動に対してとても一生懸命であるし、色々なアイデアも出す。すごく頑
張られている。他方で隣にいる人や、2メートル先の人に思いをはせることが少し弱いと
感じる。会話をしている距離感では非常によろしいが、少し別の角度にいる方への「あな
たも一緒に活動の中に入りたいですか？」という声掛けは少し弱い部分があるのかなと思
う。ただ、顔が見えるくらいの関係の市の大きさなので、その辺りの視野を何度か広げる
くらいのことで皆上手くいくのにと時々感じることもある。それは他の地域でも言えるこ
とではあるのだが、ここ1、2年で感じたことである。

事務局(東コーディネーター)：

私自身も同じことを感じる時がある。外に開いていかずに内にこもる傾向がある。そう
いった部分を服部メンバーがすごく繋げてくれている。そういったものを、「皆で」とい
うのを条例で盛り込めたらということだと思う。

手塚メンバー：

もしかしたら逗子にとっては「協働」という言葉は必要かもしれない。

事務局(東コーディネーター)：

「皆でちゃんとそれぞれやっついていこうよ」という部分だと思う。それでは、前文はメッ

セージというのはいしかり定まって、伝えたいものがあつたときに出す。なければ敢えて出さなくてもいいかなというそんなところかなと思う。

【第1条 目的について】

事務局(東コーディネーター)：

服部メンバーからも2つ並行して要素があるのではないかという意見があつたが、自治基本条例として作成している素案を参考に案を作成している。自治基本条例のワークショップでも骨子案が出てきており、それも参考にしている。目的の部分はどうか。服部さんはどちらがいいと思われるか。

服部メンバー：

両方が良いと思う。両方の立場で、そのコーディネーターという立場と市民活動を行う立場と両輪で協働の仕組みを住民や NPO も含めた団体が自分たちの力を発揮して、活躍できる場の応援を双方でそれぞれ必要だと思ふ。

今言つた2軸の条例は他の事例ではあまり見受けられないように思ふ。逗子のオリジナリティーであつたり、逗子らしさというのは、市民協働課ができて、市民交流センターができて、この何年かですごく市民活動、市民協働が進んできていると思ふ。協働は大切なエッセンスではあると思ふ。他の条例を見るとどれも協働と書かれている気がする。

事務局(東コーディネーター)：

資料1の「他市町村の条例・指針等の状況」の①目的の項目を読んでもと、目的はまちづくりなのか市民活動なのか自治体によって違ふのかなと思つた。

手塚メンバー：

手前味噌にはなるが、藤沢市の条例の場合は、制定時期が古いというのものもあるが、協働という言葉は一行も入つていなかった。改定したときに、「市民、市民活動を行うもの、事業者及び市による協働型社会の実現に資すること」という一文を後に目的に足した。元々「活躍できる社会を作ろう。でも、社会にはありとあらゆるところが皆で力を合わせようという2本立てにした経緯がある。このあたりはおそらく、横浜市の条例を見据えて修正した。神奈川県は行政と市民活動団体の協働で作られている。協働はそれだけではなくて、NPO 同士であつたり、事業者とであつたり。謁見行為だという意見があり事業者を外した。企業まで条例で縛れないということで。でも私は事業者も入れた方がよいと思ふ。

志村アドバイザー：

20年ほど前に、横須賀市の市民協働条例の検討を行つた。今回の懇話会のように、市民と行政と専門家とで一緒に、パートナーシップをどのようにやっていくかという検討をした。その時に、条例よりも先に2つの指針ができた。

1つが、「市民協働まちづくり推進指針」と言つて行政側が色々なまちづくりに関する時に、市民を巻き込んで、積極的に市民と一緒にやっいていこう、市がきちんと協働をやっいていかないといけないという指針・方針と、もう1つは「市民活動推進指針」市民が自主的

に活動していることを支援していくことで、市民協働まちづくりというのは市側がリードを取っていく方向から協働でいくと真ん中まで半分、それから市民が自主的に頑張っていくところからという逆方向からの指針が半分で、両面で成り立たせていて、両方カバーする条例になった。

横須賀市の条例は最初から2方向だった。それは、結局私たちが検討して感じたことは、市民活動を支援するのは大事だという議論がいつも起きるが、それをまずやれば、市は後回しでいいとなってしまう。だが、そうしてしまうと逗子のように熱心な市役所であればいいが、市役所側が「手を挙げない市民は別にいい。」という話になった途端に結局逃げ口上を与えてしまうようなところがあって、市民が寄り添ってくるなら、市役所側も寄り添わなければ駄目だという発想から市民が参画してのまちづくりを積極的に、市としてもリードして積極的に声を掛けていくという内容になった。市の職員の市民協働の研修を丸2日かかりで15年程市の職員たちと継続して行っている。職員の意識は高くなっている。市民側の意識としては、熱心な人はまだ少数派に見える。やはり両輪である方が、色々なかたちで一緒にやっていくという意味では両方に対してきっちりと目を光らせるものである内容が良いかもしれない。

玄メンバー：

横須賀市のように条例を作って何年も経っている自治体は、条例を作ったことで実際どのような変化があったか知りたい。何のためにこの条例が作られるのかなというところを、一市民としてはとても関心がある。

志村アドバイザー：

条例は役所の中の法律であるので、それを作ることで確実に動いていくことを約束していくことになる。だから、予算は必ず取っていく、毎年市民活動の補助金を出すとか、審査会を行うとか、その時の審査委員は誰であるかなど全部条例があることで決まっている。約束がされていく。条例改正は議会を通さなければならぬので、確実に運用されていく。良くも悪くも継続的に続いていく。

玄メンバー：

市民活動はしやすくなっているか。

高橋アドバイザー：

条例があったから、市民活動がしやすくなったという側面はもちろんあると思うが、むしろ、その時の時代背景や、社会の流れや風潮の中で、その時の日本の動きが相まって市民活動は盛んになっている。その時の条例はその時の日本や、地域社会の市民団体やNPO法人が社会の中で柱になっていかなければいけないという動きがあったが、20年の間に色々変わってきた。企業もCSR等で社会の中の柱として社会貢献しなければいけないと言われているし、柱が1つではなくなってきた。色々な人たちが輪になって話さなければならない課題解決の仕方も出てきている。それを今作る条例にどう生かしていくのが逗子にとっては大切なことであると感じる。昔の流れの条例のままでは駄目であると思う。

20年の流れを見据えて、これから先どうなっていくのかを考えて目的などもしっかり書かなければいけないと考えているが、ではどうしたら良いのかとなると、なかなか難しい。

手塚メンバー：

座間市は最近制定した。元々座間市には市民参加条例があったが、米軍基地や企業の撤退などの財政的な課題もあり、市民参加条例だけでは賄いきれなくなり、今度こそ市民が動くことに対してきちんと条例で決めて動くぞという気概「座間市市民協働推進条例」を改めて作った。そういった流れを見ていると、逗子もその流れに近いかなと思う。座間市の市民参加条例の審議会に関わっているのだが、市民協働推進条例を作ったので市民参加条例の影が薄くなったと言われた。だが、それも大切である。市民協働推進条例になると、チーム同士の関わりについてもしっかり書かれているので、今の時勢に合っていると思う。

玄メンバー：

今自分が関わっている、コミュニティパークや歩行者と自転車のまちを考える会の活動も、前の時代の参加型の条例から始まっていることである。それとどう違うのかを考えると、手塚メンバーがお話しされた内容と近いかなと思う。やはり協働やパートナーシップになってきている。

志村アドバイザー：

進んでいるか分からないが、鎌倉市の条例を見ていただくと、条例としてはすごく短い。条例の体裁を成していないと議会で否決された。なぜこういった条例になったのかというと、まさに今の話で時代とともにこれから先、絶対に定めるべき内容が変わってくるだろうから、条例は本当に基本的な考え方だけを入れて、実際の中身はこの後指針を付けて、その指針の中で全部考えていこうという趣旨である。条例は改正する際に議会にかけなければいけないが、指針であれば部内で行える。そうすると、今若い人たちが「今度こういうことをやりたい、こうしたい」と提案があった際に、内規のようにして変えていって、すぐ柔軟に新しいニーズに対応できるように条例は形だけ作り、大事な部分は指針に示すということにした。市民が本当に自分たちのやりたいことをやりたいようにやれるために何が良いのかという議論の末であったのだが、その考え方を議会に十分伝えられていなかったのかもしれないというまずさはあるが、考え方としては分からなくはないと思う。

玄メンバー：

市民のやりたいようにというよりは、行政も頑張ってもらいたい。

志村アドバイザー：

同じである。両方に言える形であると思う。

玄メンバー：

活動支援というよりはお互いという意味合いが大事であると思う。

志村アドバイザー：

たぶんその価値観が5年や10年で変わってくるかもしれない。条例で言えることは「とにかくやるぞ。」という風にして、具体的に何をやるのかは指針で示す。

手塚メンバー：

良い条例であると思う。

室伏座長：

座間市の条例も同じような方向性でガイドラインの冊子を作って、協働はどうやるのか解説本があると思う。

手塚メンバー：

座間の条例は面白いと思う。

事務局（東コーディネーター）：

簡単なまとめとしては、第1条については、最初に服部メンバーから、行政側の面と市民を支えるという両輪として必要である。市民のところについては、まだはっきり提示できないが、今後の先を見据えた、次のことを考えたものが必要ではないかという議論だった。

【第2条 定義について】

事務局（東コーディネーター）：

これまでの議論の中で出てきたキーワードを定義の案として出したが、ここはこうした方が良く、載せなくてもよいのではないかなどご意見をいただきたい。

《市民の定義》

事務局（東コーディネーター）：

市民の定義はいかがか。

手塚メンバー：

括弧書きにある「法人その他の団体を含みます。」というのは市民にとって非常に分かりにくいと思う。もっと、「事業者」とか分かりやすい言葉を使った方が良く、法的に包含できないこともあるので、難しいかもしれないが懇話会では「この人と、この人を入れたい」というのを皆で議論して、表す言葉を法務担当者と相談しながら「では、こうしよう」という案を出してもらった方が良いような気がする。市民活動団体と NPO を分ける意味は何かあるのか。

事務局（東コーディネーター）：

今までの議論の中で出たものをひとまず分けた。逗子で NPO というイメージが沸かないところが今はあるかもしれない。市民から分かりにくいという意見があったが、大津メンバーいかがか。

大津メンバー：

例えば、座間市の条例であるとこんなに詳しく書いていない。最小限度必要な市民が書かれていればいいのではないかなと思う。必要であれば足していけばいいのではないかなという程度に思う。市民の定義がどれよりも大事になるかなと思う。

手塚メンバー：

市民の中に納税を含めると事業者も入ってきてしまう。そうすると訳が分からなくなっ
てきてしまう。

大津メンバー：

市民の中に自動的に事業者が入ってしまうのか。

手塚メンバー：

納税という感覚で行くと、入ってしまう。

大津メンバー：

イメージと違う。

手塚メンバー：

なので、それはやめた方が良いと思う。なので、座間市の条例では、市民と事業者を分
けて定義している。市民は「個別の人」と書いている。

志村アドバイザー：

難しい所である。混ぜたいときとそうでないときがある。

手塚メンバー：

確かにそうである。色々と思惑がある。

志村アドバイザー：

もしかしたら、定義は全体が出来てから、「ここを説明する必要がある」という風に後か
ら入れていけば良いかもしれない。

【第3条 基本理念について】

事務局（東コーディネーター）：

基本理念は大事な部分であると思うが、いかがか。これも自治基本条例を作っていくと
ころである。

深澤メンバー：

ここまであまり細かく意識してこなかったが、基本理念というのは条例名と同じくらい
重要な項目であると思っている。非常に良いなと思っていたのが、横須賀市の条例の中に
「対等な立場」という文言が出てきた。そういったことは3者が対等な立場の意識を持つ
というは非常に良いことであると思うので、「対等」という言葉を入れた方が良いと思う。

手塚メンバー：

1つ入れていただきたい文言がある。「公開性」と「透明性」という言葉である。つまり、
それが活動をしている者同士の関係ではなくて、市民へ向けて公開それから市民へ向けて
の透明性を担保してもらいたいと思う。それが入っている条例は少ないと思う。

事務局（東コーディネーター）：

情報公開とはまた違うのか。

手塚メンバー：

それとは別である。例えばプロセスの公開とか、なぜその団体と組んでいるのかが、割

と理由が分からない場合がある。それが分かると、協力者も増えると思うので、「透明性」、「公開性」は市民に向けて両方で分かっているのではなく、もっと幅広く捉えられると良い。

玄メンバー：

すごく引かかるのが、「市と市民が対等な立場」というのがあり得るのかなと疑問に思う。相模原市市民協働条例の協働の基本原則には「市民及び市は、皆で担う地域社会の実現に向けて、人と人との絆を大切にするという意識の下、互いに支え合い、助け合い、協働を推進します。」とある。市と市民と事業者が対等な立場でというのは、それぞれ立ち位置も違うし、抱えている責任も違うし、それこそ市の職員は仕事でもある。そういった意味では、対等な立場というのはちょっとしっくりこないと思う。

高橋アドバイザー：

これも流れの中では、NPO法をきっかけに市民運動が盛り上がった気概というか、そうではないといけないというものに近い。横須賀市の条例はこの流れに近いと思う。ただ、今の新しい流れの中では、1つの考え方として課題解決が色々なステークホルダーが対等の立場で行きましょうという考え方の中で、また「対等」という言葉は使われてきている。だからそれをどういう風に表すのかというのは考えてもいいのかなと思う。

志村アドバイザー：

市民が「行政を前にしたら市民がこんなことを言うてはいけないのかしら」と思っている時点で対等感がなくなっている。責任も対等に負わされるという風にネガティブに考えていくと、少し重たいのかなと思うが、逆に市民も積極的にやれることをどんどんやっていいよ」というポジティブな空気感であると、対等というのはすごく良いと思う。ポジティブな対等意識という風に捉えてイメージできると良いと思う。そうしなければ、結局市民が税金を払っておんぶに抱っこで、「なぜ行政はできないのか」という話になってしまうと途端にこの話は先に進まなくなってしまう。その意識を変えていければという思いが「対等」の中には入っている。

室伏座長：

資料の意見項目に書かれている「f. 市民活動を行政がバックアップして下から支えるような条例」というのはやめた方が良いと言おう思ったが、今の志村アドバイザーがおっしゃったような「最後は行政がやるんでしょ。」という意識になりがちというところから、この表現はやめた方がいいだろうと思う。ただ、玄メンバーがおっしゃるように、「対等な関係」というとまた少し違ってくると困る。ここですぐ答えは出ないが、今の志村アドバイザーがおっしゃったように、砕けた表現で許されるのなら、「ポジティブな意味での対等な関係」という風に修飾語をつけたい。

手塚メンバー：

対等な関係を作るために、相手をリスペクトしている、尊重しているというようなものがあるとすればそれは対等である。なので、その言葉を入れた方が、もしかしたら「対等」

よりも分かりやすいというか、納得できるかなと思う。「役所も市民も頑張ってるよね」、「市民も頑張ってるよね」と、お互いに思い合うことで対等意識というのは出るのかなという気はする。

高橋アドバイザー：

この時の文章はたぶん市民側の強い意識が出ている部分があると思うので、むしろもし事例を探すのであれば、マルチステークホルダープロセスの新しい課題解決の手法にもしかしたら、そういった上手い文言が出てくるかもしれない。

室伏座長：

適度な距離感みたいなものも必要かなと思う。お互いに干渉し合わないというような関係が良いと思う。地方へ行くと行政が「何もできない」というようなことを言うので「放っておいてもらっている」という住民もいる。

深澤メンバー：

もう昔になるが、ケネディ大統領が国民に対して言った言葉の中に「国民は国から何かしてもらおう事を頼るのではなく、今度は国民が国に何ができるかという意識でいて欲しい。」という演説があった。言葉は少し違うかもしれないがこれは意識の問題であると思うので、今度は、市民は市に対してどういう風に考えて何を行動して行ったら、市がもっと豊かになるかを頭の隅に常に置いておくことが必要ではないかと思う。責任問題まで求めると、なかなかそうもいかないが。意識の問題である。

事務局（東コーディネーター）：

個人的な意見になるが、先ほど玄メンバーがおっしゃったように行政と市民は対等になれるというか、同じテーブルの中で対等というのは良いのだが、力関係では、行政が予算を持っているし、権限も持っているのは行政であるので、行政と市民が向き合って仕事をすると、どうしても行政が上になってしまうというのは、コーディネーターの仕事をしているとどうしても感じることもある。ただ、市民にしか出来ない強みや、突破力を、行政と一緒にあって付き添っていくというのは協働のスタイルのケースとしてすごくあると思う。「対等であるべきだ」というと、どうしても、市民も行政に期待して「なぜできないのか」となってしまう。そういう協働でない方が良いと思う。お互いの強みをしっかり理解して、お互いに尊重し合いながら、多様性がある中で、お互いの出せるものを出して上手く進めていこうよと言うのが良い。

手塚メンバー：

そちらの方が良い。

志村アドバイザー：

その方が良い。

【第〇条 協働の基本原則について】

服部メンバー：

ここに、先ほど手塚メンバーがおっしゃっていた「透明性」について書いておくの良いのではないか。

室伏座長：

基本理念とか基本原則とか良く分からない。どちらか1本で良いのではないか。

深澤メンバー：

原則というと基本的なことを意味すると思う。原則という例外を認めてしまうことになり、ここは例外を認めてはいけないので「原則」は必要ないのではないか。

事務局（東コーディネーター）：

理念と基本原則と両方は必要ないというご意見が多いが、他に何かご意見はあるか。

手塚メンバー：

言葉として、「補完性」という表現も必要ない。

【第4～6条 役割について】

事務局（東コーディネーター）：

続いて、「市民活動団体」、「事業者」「NPO」の役割についてご意見いただければと思う。

玄メンバー：

NPOはNPOを設立する時に、定義されているので正確だと思うが、市民活動団体については、自然発生的に、愛好家的に活動するようになるので、市民活動団体の役割を制定されてしまうと違和感がある。

高橋アドバイザー：

NPOが広義の意味と狭義の意味があるので、NPOという言葉の整理が必要である。案に書かれているNPOは法人がイメージされる。

手塚メンバー：

定義にも「NPO」と「市民活動団体」がそれぞれ別で定義されているが、NPOの役割は要らないのではないか。

服部メンバー：

NPOの広義と狭義の意味については高橋アドバイザーから解説いただいた方が良いでしょうので、お願いできるか。

高橋アドバイザー：

広義の意味では、非営利の団体全てが含まれる。学校、社会福祉法人も含めて言うが、一般的にNPOという場合は、ここでいう市民活動団体というかたちで、もっと自発的な意味で作った組織を意味する。さらにもっと小さな意味でNPOと言ったときに、「NPO法人」のことを言う人がいる。

玄メンバー：

私も「NPO法人」のことをイメージしていた。

高橋アドバイザー：

NPOと言ったときに、「NPO 法人」のことを言う人がいるので、3段階くらい概念に、定義が出てきてしまうので、ややこしくなってしまう。その違いが分かっている人は NPO と言った場合は、法人ではなくて真ん中の市民活動的な意味合いで使っているが、おそらく市民一般の人は、一番小さな「NPO 法人」をイメージするというのがややこしい部分である。その辺りの定義の部分を条例の中ではきちんと整理をする必要がある。

事務局(東コーディネーター)：

その前に、市の条例で NPO を定義する必要があるかも検討事項である。

手塚メンバー：

登場人物をどうカテゴライズするかである。色々見ていると市民と活動団体と事業者を分けて、中には市民等として、市民活動をしている者も含むなど、登場人物をきちんと整理をし、その人の役割を決めていかないと、ややこしいことになる。ここで登場人物を決めた方が良い。

志村アドバイザー：

整理した方が良いかもしれない。結局、「市民は対象ではないのか」となったら、「団体を組んでいないから関係ない」となった途端に、大量にこぼれ落ちていくので、そういった意味では網羅的であるべきであるし、少し丁寧に定義した方が良いかもしれない。

室伏座長：

この部分は立場としては3者である。行政はもちろんだが、地域というか、協働のまちづくりを志している市民であるとか、法人である。それと、事業者も有志のワークショップでご意見を聞いたときに、海岸清掃のボランティアをしているのは、事業者の集まりであるが、あくまでもボランティアとしてやっている。それが自分の商売につながるが、この活動自体はボランティアであると言っていた。そこを営利活動しているからと、わざと区別したがるのは、根っこは同じなので議論の余地はありそうだが、一般的に分かりやすく言うと、市民的な活動団体と、行政と事業者の3者の役割をここで定義すれば良い。ここまで細かく分ける必要はないように思う。それから、「やって欲しいこと」と「制限したいこと」をここで明確に位置付ければ良い。

手塚メンバー：

そのように思う。

事務局(東コーディネーター)：

行政、市民、事業者に登場人物を分けて、それぞれに「やって欲しいこと」と「制限したいこと」を分けるという意見があった。

手塚メンバー：

ただ、逗子市民が「こういった心持でいて欲しい」という部分は書く必要があると思うので、どこかに「市民は」という項目はあった方が良いと思う。

事務局(東コーディネーター)：

市民力のワークショップをした際に、協働は3つの力があり、それは、「行政」、「市民」、

「事業者」の3つであると同じ意見が出ていた。「市民」という言葉も広い。

手塚メンバー：

市民の心掛けや、市民が色々なパートナーシップを組んだサービスを受けることはとても多いので、その人たちがそれを「いいね」と言えないといけないので、「絶対行政のサービスでなければ嫌だ」というのではもうないということをごどこかに書いておく必要はあると思う。

事務局(東コーディネーター)：

市民が「いいね」というものにはどのようなものがあるか。

手塚メンバー：

市民が認めない限り、おそらくこの協働は前へ進まないと思う。

下田メンバー：

本来制約を絞ろうということよりも、広く協力を求めようという趣旨だと思うので、あまり縛らない方が良いのではないかと思う。

事務局(東コーディネーター)：

役割については、登場人物を定め、「やって欲しいこと」と「制限したいこと」を明確にするが、制限や縛るというよりは、「皆さんにこんなことができて、こういった心掛けでということ」を明記できればという意見が出ている。市民がやる気になることが望ましいということが良いか。

【第7条 市が行う業務への参入の機会の提供について】

事務局(東コーディネーター)：

横須賀市が今条例を作るとしたらどのようなかたちにするか。

志村アドバイザー：

両輪で動いているので、主語がそれぞれの指針に基づいているから、割とそれぞれが責任をもってやっている感じがあるので、そこは良い点だと思っている。今、鎌倉市で議論している若手の人たちは「市職員も市民でしょう」という意識を持ってほしいと考えている。なので、この条例は、市の職員も市民として自分たちが勤めるまちとして、職業人としてではなく、まちに対して自分たちも貢献していくという思いを込めた議論になった。非常に面白い発想だなと思った。

室伏座長：

働く人ということか。

志村アドバイザー：

そうである。在勤ということである。特に鎌倉は鎌倉市内に住んでいない職員の比率が高いので、なおさら遠いところで考えているという風に市民が言うので、対立せずに協力してやっていきましょうという空気感である。

高橋アドバイザー：

市の職員も市民と定義するのはなかなか難しいと感じる。この市の役割のところ、対等という言葉はもっと進化させなければならない。時代にあったかたちに変えていかなければいけない。市の役割をここで謳えたら良いと思う。対等という言葉がふさわしいのか分からないが、市は地域の色々なステークホルダーと連携をしてやっていくのが市の役割でもあり、それを推進していくという意味合いが入ってくるのがふさわしいと思う。

手塚メンバー：

最近の文言であると「まちづくりの主役、主人公は市民」というような言葉を使うが多い。

「自分事にしましょう」というような意味合いがある。

志村アドバイザー：

鎌倉でも条例を作る際に「自分事条例」という名前にするという案もあった。要するに、他人事である範囲では話にならず、災害の際の救難などは本当に自分のこととして、人をどうやって助けていくかという話であり、「協働の究極の姿は、全ての事柄を自分事として考えるセンスが問われる。それは、職員も一緒である。職業人としてではなく、自分たちのまちに誇りをもって欲しいし、市民として市民と一緒に進めて欲しいスタンスである。

下田メンバー：

第7条に関する論議だと思うが2点ある。1つ目は、市民のワークが条例が認める協働かどうか分からぬまま始まって、後からそれは協働事業であると追認され加速されるケースが多く出るのはないか。この流れは大事にすべきと思う。2つ目は、そのような流れを促進することの1つが市による広報にあると思う。例えば、「広報ずし」等で年に何回かこれこれの市民活動があると紹介すれば、条例が期待する協働の拡大や定着に役立つと思う。

室伏座長：

第7条の部分はかなり部分的な内容である。私も、全体を通して成果報告、実施したことへのチェック機能の内容がないと感じたが、そこを義務的にすること、例えばコミュニティパークの中で、オープンマイク的に市民の皆さんの前で発表するというかたちもあると思った。協働の活動はあまり限定的にするのも良くないかなと思う。少なくとも第7条に謳っている「参入の機会の提供」について、協働事業提案制度など税金を使うのであれば報告義務と評価義務は必要だが、それ以外についてはあまり義務化してしまうと苦しくなると思う。

高橋アドバイザー：

先ほどの鎌倉市の事例のように自由度を上げるのであれば、無い方が良いのではないか。

手塚メンバー：

必要ないのではないか。逃げられそうである。

志村アドバイザー：

逃がさないようにしようというのが発送の原点である。

事務局（東コーディネーター）：

手続き上の話になると、申請書の書式が決まっていて、その提出が必要になるなど事務が難しくなってくる。

志村アドバイザー：

少なくとも、広報や普及啓発の機会をつくって、寄与するチャンスはつくるというのは義務である。横須賀市の市民協働では、税金を使った場合は、報告をきちんとするが本当は大事な活躍の宣伝・アピールの場になると見方による。ポジティブに捉えれば良い方向であるし、ネガティブに捉えれば義務感になってくる。心の持ち様が変わってくる。

下田メンバー：

縛り付けるとか制約では決してなく、いい意味で適切な場が提供されると良い。市民の目に見えるようにしなければならない。

志村アドバイザー：

横須賀市の推進条例の中にも、色々な市民協働の事例を公開して情報としてストックして、次の人が使えるように経験を生かして次に回していくということが書かれているが、そこだけ上手くいっていない。難しい。それがきちんとストックできると、これから本当に情報化時代なのでできた方が良い。

事務局（東コーディネーター）：

6条について、市の役割は対等をさらに進化させるようなところを目指し、鎌倉市の事例も参考にしながら逗子としてさらに詰めていく。7条については、細かく規定する必要はないが広報などで、やっている活動を知らせるといった意見が出た。

服部メンバー：

横須賀市の条例を見て、市民活動の育成・支援が主軸になるところを、具体的な内容を書いた方が良いのかなとも思った。

【第8条財政的支援及び第9条支援施設の設置について】

事務局（東コーディネーター）：

逗子の協働ではここが必要ではないかという意見があればいただきたい。

大津メンバー：

第9条の支援施設の設置の項目で、「市民と市は、協働によるまちづくりを推進するため、活動場所を相互に提供し、活用し合うよう努めるものとする。」とあるが、市民がどのように提供するのかがイメージが湧かない。

室伏座長：

空き家などでは。適切な管理が出来るのであればどうぞ使ってくださいというものではないか。

手塚メンバー：

会議室を持っている事業者が提供するなども考えられる。銀行が貸してくれたりする。

室伏座長：

そういった意味では、ここでいう「市民」は事業者も含める可能性がある。活動場所というのは会議スペースに限らず、役所のようにラックを貸すということも広く解釈していけばあり得る。「相互に提供し」という表現は私も良いと思った。

大津メンバー：

だとすればもっと具体的に書いた方が良い。市民が個人の家を提供することをイメージした。

手塚メンバー：

市民が個人に見えるので、そうではないということを定義の方で「市民等」にし、「事業者も含める」とした方が良い。「相互に提供し」というのは面白いと思った。

室伏座長：

そもそもの話になってしまうが、条例をシンプルにして、あとはガイドラインや指針などで補完していくという方向であれば市の役割も非常に細かく書いてあるが、結構便利な言葉で「協働を行うための環境づくりに努めるものとする」と一言で書くとなると、これらが全部含まれる。その「環境づくり」とは何かというのは、その場その場によって変わってくる。今の議論も、「相互に提供するとはどういうことか」というのは手引きを見ようというようなこともあるかと思う。

手塚メンバー：

そのように思う。

室伏座長：

財政的支援もある意味当たり前で、必要なものは出すというのは行政だけではなくマッチングギフト的なもので CSR として出てくるものもあるだろう。そういったことを考えていくと、第 10 条は結構大事である。「参加意欲の向上」というのは、そもそも条例のベースになる。8条、9条は市の役割なのか、それぞれ3者の役割なのか分からないが、そういったかたちでまとめるのが良いのかと思う。

手塚メンバー：

おんぶに抱っこに見えない方が良いと思う。

大津メンバー：

鎌倉市の条例は、もともと細かい部分は指針で示しているということだが、逗子市の条例も指針を作る前提で話をした方が良いのか。

志村アドバイザー：

おそらくどのような事業を行っていくかという前に指針を段階的に作ることになるかなと思う。

手塚メンバー：

条例の中に「ここに市民交流センターに設置すると」と書かれると、何か変更を協議す

る際に、条例も変えることになってしまう。だとすれば、市民交流センターは市民交流センターだが、先ほど議論に出た事業者が提供する場所を借りながら、ネットワークを組んで幅広くやってみようというようなことができるのは、おそらく「相互の関係を保ちつつ頑張ろう」という2～3行の文章になってくるという気はする。

深澤メンバー：

私自身別の活動で、海水浴場の運営検討会に参加している。海岸での具体的なルール決めを検討会の中で行っている。その上には条例があり、条例は簡単には変えられない。だが、年によって状況も変わってくるので、それに合わせてルールも毎年見直しを行っている。非常に機能的なやり方である。先ほどの鎌倉市の条例のやり方も、非常に案としてやりやすいのではないかと思う。

【第10条 市民の市民活動への参加意欲の向上について】

事務局(東コーディネーター)：

どんな条例であったら活動しやすいか。

手塚メンバー：

岡山の条例に「表彰」とあるが、表彰まではしなくても良いと思う。それと、社会課題の解決しか選んでいないので、当初に言われていた「価値の創造」や文化的なことが逗子らしいかなと思う。

志村アドバイザー：

「(5) 多様な主体が取り組む地域の社会課題解決に関する取組を支援する情報を提供すること。」に足せば良い。課題解決、価値の創造というように。

事務局(東コーディネーター)：

市民活動、コミュニティパークなど見ていると価値の創造だと思う。

手塚メンバー：

本当に逗子は価値の創造であると思う。新しい。

事務局(東コーディネーター)：

貴重なご意見をまた反映し、フィードバックさせていただきたい。最後に座長、アドバイザーからまとめをお願いしたい。

室伏座長：

基本的には、市民が主体的に、自分が住んでいるまちなのだから、その住み心地を良くするのは当たり前だという思いを忘れずに、行政と市民が血の通った関係をもっとつくるのが協働であると思う。これまで市民活動団体の有志のワークショップを開催し、市民活動団体の参加の糸口を見つけた。主な内容は団体の個別の課題についてであったので、何度も議論を重ねても明確な結論は出されにくいので、ここで一気に骨子案をまとめて、パーツパーツについて意見がある人はそれに意見を言うていただければいいのではないかと、このことを提案し今日に至っている。ここまできて非常に良いのではないかと思う。次

回以降は、骨子案のパーツにそれぞれの意見を持ち寄って、皆さんがどのように思うかという議論をしていくのではないかと思います。

高橋アドバイザー：

横須賀市の事例が出ていて、横須賀市は非常に動きが速かった。いわゆる市民運動ができて、全国の中でも一早く条例を手掛けてきた。だが、20年経つと色々時代の変化がある。藤沢市のように、作り直しをする、見直しの時期に入っているのではないかと私自身感じている。条例を見ていても、うなる部分がどうしても出てくる。そういった意味では、逗子市に関しては、次に横須賀が条例をつくる際に見本になるような条例をつついただけるとありがたい。

志村アドバイザー：

横須賀市や鎌倉市の条例制定に関わっているので、色々な情報を提供できると思うので、良い所取りをしていただくのが一番良いと思う。私自身も貢献できるのであれば光栄である。3月に自治基本条例の検討会に呼ばれている。こちらの懇話会の空気感も伝えていきたいと思う。自治基本条例の検討は先に進んでいるが、市民協働推進条例の方がリードして行くようなかたちで進めていければ良いと思う。こちらの方が、市民のカラーが出やすいと思う。下位条例の方が上位条例を飲み込んでいくような気持で、協働中心の条例を堂々と作れば良いと思う。今日の議論の良い空気感を報告したいと思う。

○事務連絡

今回いただいた意見を3月までにまとめ、メールでお送りする。次回の懇話会開催は、4月以降に開催予定。また日程調整の連絡を事務局よりさせていただく。

以上